

請求人 宛て

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	梶 村 充
同	大山 しょうじ

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 5 年 6 月 20 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、横浜「市は地方公務員法、教育公務員特例法、公職選挙法、政治資金規正法等の規定に基づき政治的中立性を遵守すべきところ、一般の行政事務であると称して、これら法令に違反して公金を支出した。」と主張し、「監査請求の対象となる財務会計行為」として、元内閣総理大臣安倍晋三氏の逝去に伴う記帳所の設置に係る芳名帳の購入費用、記帳所受付業務の委託費用、内閣府に芳名帳を郵送した際の費用を挙げています。

1 記帳所の設置について

請求人は、横浜市が弔意表明として、「市庁舎に記帳所を自ら設置した。」ことを挙げ、「一般公衆が集う場所での特定政治団体の便宜を図る行為は、地方公務員法等の法令、横浜市職員服務規程に抵触する」にもかかわらず、総務局が芳名帳の購入、記帳所受付業務の委託及び内閣府に芳名帳を郵送したと主張しています。

しかしながら、請求人は、地方公務員の政治的行為の制限に係る法令を列挙しているのみであり、また、事実証明書として、「市長定例記者会見（令和 4 年 7 月 21 日）」における横浜市長及び総務局の「答弁」や「市民の声」に対する総務局の回答を添付しているものの、記帳所の設置が「特定政治団体の便宜を図る」目的をもって行われたものと認めるに足りる理由の主張がありません。そのため、財務会計上の行為が違法又は不当である理

由を摘示しているとは認められません。

2 芳名帳の購入、記帳所受付業務の委託及び芳名帳の郵送について

(1) 芳名帳の購入について

請求人は、前記1の主張のほか、総務局が令和4年7月15日に契約し、購入した「芳名帳8冊」について、「1社からの見積もりだけで、購入先を決定するのは、社会通念上問題がある。」と主張しています。

しかしながら、単独随意契約自体は法令上禁止されていませんから、当該主張のみで財務会計上の行為が違法又は不当である理由を摘示しているとは認められません。

なお、請求人は、令和4年7月15日に契約した「芳名帳は8冊である。ところが、芳名帳を内閣府に送付したのが20冊である。この差である12冊の芳名帳を契約した証拠がない。」ため、総務局が「物品契約の締結をしていないにもかかわらず、当該消耗品を不正に入手、使用した。」と主張していますが、社会通念上「証拠がない」からといって直ちに「物品契約の締結をしていない」又は「不正に入手、使用した」と結論づけることができませんから、当該主張のみで財務会計上の行為を個別的・具体的に摘示しているとは認められません。

(2) 記帳所受付業務の委託について

請求人は、前記1の主張のほか、総務局が令和4年7月15日に契約した「横浜市庁舎1階記帳所受付業務委託」について、当該委託に係る「受付員 一日単価」が「不当に高額」と主張しています。

しかしながら、「休日の受付員の日給相場」を例示するのみで、それが業務の性質上不当な金額であることの根拠が明らかではありませんから、当該主張のみで財務会計上の行為が違法又は不当である理由を摘示しているとは認められません。

また、当該委託に係る「単独随意契約先受託者の選定」についても、「特定業者への利益供与と受け取りかねない。」、「特段、警備会社からの要員として固定する必要はなし」と主張しているものの、単独随意契約自体は法令上禁止されていませんから、当該主張のみで財務会計上の行為が違法又は不当である理由を摘示しているとは認められません。

(3) 芳名帳の郵送について

請求人は、前記1の主張のほか、横浜市が芳名帳を「内閣府に送り付けた」「行為は横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月25日条例第6号（平成30年4月1日施行））第10条に明らかに違反する。」と主張しています。

しかしながら、請求人の主張する「行為」は、「芳名帳の取り扱い」の意思決定の行為を指すものと考えられることから、法第242条第1項に規定する財務会計上の行為には該当しません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。